

# 生活を支えるための支援のご案内

## 住 民税非課税世帯などへの臨時特別給付金 図同事業推進室（市役所2階）☎32-2169

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、生活・暮らしの支援を速やかに進めるため、住民税非課税世帯などに1世帯当たり10万円を給付しています。  
申請方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



①令和3年度または令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯  
※すでに同給付金を受け取った世帯は対象外です  
※新たに対象になると思われる世帯には案内文を送付します。  
内容を確認し、必要書類を返送してください  
※DVによる避難、修正申告などにより確認書が届いてなくても、対象になる場合があります

②令和4年1月以降の家計急変世帯  
(感染症の影響で、令和4年中の収入見込額が住民税非課税になる水準以下)

提出期限 9月30日(金)必着

提出期限 9月30日(金)必着

## 子 育て世帯生活支援特別給付金 図子育て推進課☎32-2065

新型コロナウイルス感染症の影響による物価の高騰で、生活が困窮する子育て世帯を支援するため、子ども1人当たり5万円を給付しています(原則申請不要)。  
一部申請が必要な場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



対象 次のいずれかの要件を満たす世帯

### 申請不要

- ①児童扶養手当を受けているひとり親世帯
- ②令和4年度の住民税均等割が非課税で、児童手当か特別児童扶養手当を受けている世帯

### 申請要

- ③公的年金(遺族・障害・老齢年金など)を受けていることを理由に、児童扶養手当を受けていない低所得のひとり親世帯
- ④①～③のほか、令和4年3月31日時点で18歳未満の子を養育する人で、次のいずれかに当てはまる世帯
  - ・高校生のみを養育し、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯
  - ・感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になったひとり親世帯または住民税均等割が非課税と同じ水準になった世帯

提出期限 令和5年2月28日(火)必着

## 生 活困窮者自立支援金 図津山市自立相談支援センター（市役所1階12番窓口）☎32-2133

申請期限を8月末まで延長しました。支給対象者に、個別に通知しています。  
詳しくは、市ホームページをご覧ください。



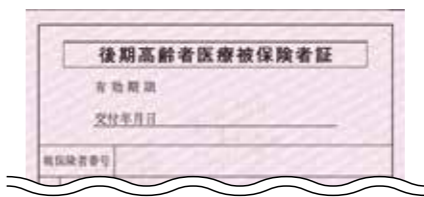
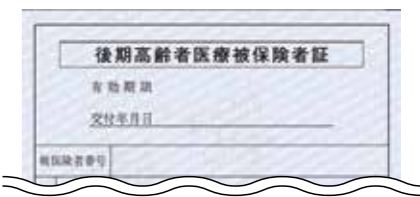
# 後期高齢者医療保険に加入する皆さんへ

図医療保険課（市役所1階8番窓口）☎32-2073、各支所・出張所

## 保険証の更新が2回あります

現在の保険証(緑色)の有効期限は、7月31日です。

10月から、一定以上の所得がある人は、医療費の窓口負担割合が1割から2割に変わります。このため、今年度は保険証の更新を8月と10月の2回行います。窓口負担割合の変更の有無に関わらず、後期高齢者医療保険に加入する全員に2回保険証が届くので、有効期限に注意してください。

	1回目(8月)	2回目(10月)
保険証の色	紫色 	青色 
送付時期	7月中旬	9月中旬
有効期限	8月1日～9月30日	10月1日～令和5年7月31日
窓口負担割合	1割・3割	1割・2割・3割

※窓口負担割合は、令和3年中の所得をもとに判定

## 限度額適用認定証などの更新

現在の限度額適用・標準負担額減額認定証(ピンク色)と限度額適用認定証(灰色)の有効期限は、7月31日です。新しい認定証は7月中旬に保険証とあわせて送付します。  
※前年の所得を申告していない人がいる世帯は、所得の簡易申告書の提出後に新しい認定証を発行します。当てはまる人には、6月中に通知しています



## 保険料額決定通知書を送付します

令和4年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書を、7月中旬に送付します。通知書に記載している方法で保険料を納めてください。

### ■保険料の計算方法

令和4年度から、保険料率と最高限度額が変わりました。

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ 47,500円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額など}-43万円) \times 9.50\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1人当たりの保険料(年額)} \\ \text{※最高限度額 66万円} \end{matrix}$$

※所得の低い人は、世帯の所得水準に応じ均等割額が軽減されます。詳しくは、お問い合わせください

### ■保険料の納め方

特別徴収 年金から天引きされます。

普通徴収 市内の各金融機関、郵便局(中国5県に限る)、コンビニエンスストアで納付書を使って納めるか、口座振替で納めてください。スマートフォン決済アプリでも納付できます。詳しくは、10ページをご覧ください。